

平成25年第2回横手市議会4月臨時会会議録

議事日程（第1号）

平成25年4月15日（月曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 報告第 9号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第 4 報告第10号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第 5 報告第11号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第 6 報告第12号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第 7 報告第13号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第 8 報告第14号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第 9 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（横手市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例）
- 第10 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（横手市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）
- 第11 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第12 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度横手市一般会計補正予算（第13号））
- 第13 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号））
- 第14 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第5号））
- 第15 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第3号））
- 第16 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度横手市病院事業会計補正予算（第4号））
- 第17 議案第66号 横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第67号 平成25年度横手市一般会計補正予算（第1号）
- 第19 議案第66号 横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する

条例

本日の会議に付した案件

議事日程第1号に同じ

出席議員（29名）

1 番	木 村 清 貴	2 番	佐 藤 誠 洋
3 番	高 橋 聖 悟	4 番	土 田 百合子
5 番	青 山 豊	6 番	齊 藤 勇
7 番	立 身 万千子	8 番	鈴 木 勝 雄
9 番	小 野 正 伸	10番	遠 藤 忠 裕
11番	土 田 祐 輝	12番	高 橋 大
13番	小 沢 秀 宏	14番	堀 田 賢 逸
15番	佐 藤 德 雄	16番	佐々木 誠
17番	菅 原 惠 悦	18番	齋 藤 光 司
20番	佐 藤 清 春	21番	佐 藤 忠 久
22番	寿松木 孝	23番	播 磨 博 一
24番	佐々木 喜 一	25番	佐 藤 功
26番	塩 田 勉	27番	奥 山 豊
28番	阿 部 正 夫	29番	高 橋 勝 義
30番	田 中 敏 雄		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者（29名）

市 長	五十嵐 忠 悦	副 市 長	鈴 木 信 好
副 市 長	佐 藤 良 吉	教 育 長	高 橋 準 一
総務企画部長	浮 嶋 伸	財 務 部 長	石 山 清 和
市民生活部長	小 丹 茂 樹	健 康 福 祉 部 長	柴 田 恒 宏
産業経済部長	遠 藤 久 志	建 設 部 長	照 井 康 晴
上下水道部長	鈴 木 弘 志	教 育 総 務 部 長	小 川 良 平

教育指導部長	佐藤 稔	消防長	伊藤 弘明
市立横手病院 事務局長	佐藤 正弘	市立大森病院 事務局長	金澤 和彦
総務企画部次長 兼人事課長	皆川 規和	総務企画部次長 兼市長公室長	小田嶋 利宏
総務企画部 総務課長	佐藤 亮	総務企画部 経営企画課長	渡部 幸伸
財務部財政課長	三浦 淳	横手地域局長	武田 浩一
増田地域局長	遠藤 晴美	平鹿地域局長	高橋 嘉
雄物川地域局長	杉山 哲	大森地域局長	高山 勇光
十文字地域局長	鈴木 淳悦	山内地域局長	照井 礼司
大雄地域局長	小松田 文夫		

事務局職員出席者

事務局 局長	高橋 実	主 幹	村上 伸夫
総務担当主査	佐藤 和志	議事調査担当主査	松井 尊臣
議事調査担当主任	藤井 健一		

◎開会及び開議の宣告

○佐藤清春 議長 おはようございます。

ただいまから平成25年第2回横手市議会4月臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

監査委員から、定期監査報告書及び例月現金出納検査報告書が提出されましたので、お手元に配付しております。

◎会議録署名議員の指名について

○佐藤清春 議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、29番高橋勝義議員、30番田中敏雄議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○佐藤清春 議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎報告第9号の上程、説明、質疑

○佐藤清春 議長 日程第3、報告第9号専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）報告を求めます。

健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 ただいま議題となりました報告第9号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本案は、車両事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて専決処分いたしましたので、地方自治法の規定により本議会に報告するものでございます。

議案書の2ページをごらん下さい。

事故の発生日時は、平成25年1月16日午後1時45分ごろでございます。発生場所は、横手市大森町字菅生田245番、指定通所介護事業所森の家敷地内でございます。相手方は記載のとおりでございます。事故の概要でございますが、健康福祉部指定通所介護事業所非常勤相談員が公用車を運転し、施設敷地内に帰ってきたところ、施設敷地内から出ようとした相手方車両がスリップしてきて接触し、双方の車

両を破損したものでございます。過失の割合は市側が10%、相手側が90%でございます。損害賠償額は1万4,388円でございます。全額を全国市有物件災害共済で対応しようとするものでございます。

冬期間の運転につきましては、機会あるごとに注意喚起しておりましたが、このような事故が起こってしまったことにつきまして改めておわび申し上げ、ご報告とさせていただきます。

まことに申しわけございませんでした。

○佐藤清春 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第9号の報告を終わります。

◎報告第10号の上程、説明、質疑

○佐藤清春 議長 日程第4、報告第10号専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）報告を求めます。

横手地域局長。

○武田浩一 横手地域局長 ただいま議題となりました報告第10号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法の規定によりまして、車両事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて3月22日に専決処分をいたしましたので、ご報告するものでございます。

内容であります、4ページをごらん願います。

事故の発生日時は、平成25年2月10日午前10時30分ごろ、発生場所は横手市朝倉町6番2地先、市道朝倉町大鳥井山下線上でございます。被害者は記載のとおりでございます。事故の概要でございますが、横手地域局産業建設課非常勤職員が公用車を運転中、T字路交差点を直進する際に左側から交差点に進入してきた相手方車両と接触し、破損させたものでございます。過失割合は市が30%、相手方が70%であり、損害賠償額は5万107円で全国市有物件災害共済会の賠償保険で補填されるものでございます。

まことに申しわけございませんでした。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第10号の報告を終わります。

◎報告第11号の上程、説明、質疑

○佐藤清春 議長 日程第5、報告第11号専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）報告を求めます。

雄物川地域局長。

○杉山哲 雄物川地域局長 ただいま議案になりました報告第11号専決処分の報告についてであります。地方自治法の規定により、車両事故における法律上その他の義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので報告するものであります。

6 ページをお願いします。

事故の発生日時であります。平成25年2月26日午前9時10分ごろであります。発生した場所は、横手市雄物川町二井山字二井山59番1地先であります。市道二井山上溝線であります。相手方は記載のとおりであります。事故の概要でありますけれども、雄物川地域局産業建設課非常勤職員が除雪作業中、対向車と交差する際、除雪車後部が相手方車両に接触し破損させたものであります。過失割合は、100対0であります。損害賠償の額は、30万8,679円ということであります。非常に申しわけなく思っております。

以上です。

○佐藤清春 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第11号の報告を終わります。

◎報告第12号の上程、説明、質疑

○佐藤清春 議長 日程第6、報告第12号専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）報告を求めます。

建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいま議題となりました報告第12号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本件は、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、地方自治法の規定に基づき平成25年3月22付で専決処分いたしましたので、今議会にご報告するものでございます。

処分の内容でございますが、8 ページをお願いいたします。

事故の発生日時は、平成25年3月11日月曜日午後0時45分ごろでございます。発生場所は、横手市朝日が丘三丁目13番地内でございます。市営県営の南朝日が丘住宅の団地敷地内通路でございます。相手方は記載のとおりであります。事故の概要でございますが、市が管理しております団地敷地内通路にあるマンホールの上を相手方の所有する車両が走行通過した際にマンホールぶたが破損し、車両の左側前タイヤが穴に落ちたことにより、その衝撃でタイヤを破損させたものでございます。損害賠償額は1万3,265円で、全額住宅対象責任保険で対応するものでございます。

事故後の対応としましては、破損したマンホールについて直ちに復旧するとともに、事故原因が経年劣化による可能性がありましたので、他のマンホールふたについてもひび割れ等の確認を行い、他にないということを確認し、安全を確保してございます。

大変申しわけございませんでした。

○佐藤清春 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

22番寿松木孝議員。

○22番（寿松木孝議員） 金額も含めて大きいことではないのですが、ちょっと気にかかるのがマンホールのふたですね。経年劣化と今言われたのですが、コンクリートふたとかなのですか。普通は鋳物でありますので、そんな簡単に割れたり何かするものではないというふうに思いますけれども、そのあたりの内容について、もうちょっと詳しく教えていただければありがたいのですが。

○佐藤清春 議長 建設部長。

○照井康晴 建設部長 マンホールのふたでございすけれども、鋳物製のふたでございす。ただ、この箇所だけが、一般的には宅地内で使われております普通乗用車が乗った程度では大丈夫なマンホールでございすけれども、残念ながら大型車両に対応した荷重のものでありませんでしたことで、この通路をふだん除雪してございす、そういった除雪の重車両が通過することで、何回も歩いたことによつてふたにひびが入ったという状況でありました。

以上でございす。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第12号の報告を終わります。

◎報告第13号の上程、説明、質疑

○佐藤清春 議長 日程第7、報告第13号専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）報告を求めます。

平鹿地域局長。

○高橋嘉 平鹿地域局長 ただいま議題となりました報告第13号専決処分の報告につきましてご説明申し上げます。

本案は、損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて専決処分いたしましたので、地方自治法の規定により報告するものであります。

10ページをごらんください。

事故の状況でございすが、発生日時は、平成25年3月1日金曜日の午後5時ごろであります。発生場所は、横手市平鹿町下鍋倉字下都88番地1、平鹿消防団小型ポンプ付積載車格納庫、相手方は記載の

とおりでございます。事故の概要ですが、社会福祉法人下鍋倉保育所の駐車場に隣接します格納庫屋根からの落雪が、それまでの落雪や除雪で積み上がった雪の山の上部にぶつかり、その勢いで崩れた雪の塊が駐車しておりました相手方の車両に落下し、ボンネットを破損させたものでございます。過失割合は50対50であります。損害賠償額は、2万8,660円で、全国市有物件災害共済会の賠償保険で補填するものでございます。

冬期間の消防施設の管理につきましては、本団幹部会あるいは分団幹部会におきましてその徹底を図るように指示をしてきたところでございますが、不注意によりまして、このたびこのような事故を起こしてしまいました。まことに申しわけございませんでした。

今後、地域局、消防団ともさらなる安全管理の徹底に努めてまいります。改めておわび申し上げ、説明といたします。よろしくお願いたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第13号の報告を終わります。

◎報告第14号の上程、説明、質疑

○佐藤清春 議長 日程第8、報告第14号専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）報告を求めます。

雄物川地域局長。

○杉山哲 雄物川地域局長 ただいま議案になりました報告第14号専決処分の報告についてであります。

車両事故について、3月28日専決処分したので、それに伴う報告であります。

12ページをお願いします。

事故の発生日時であります。平成25年2月28日木曜日午後7時30分ごろであります。事故の発生場所であります。横手市雄物川町大沢字天神前110番地内、市道大沢羽後線であります。相手方については記載のとおりであります。事故の概要であります。相手方の所有する車両が走行中、市道上のくぼみに車両右前輪部を逸脱させ、タイヤ及びホイールを破損させたものであります。損害賠償額は1万3,708円、過失割合は50対50であります。

大変申しわけありませんでした。

○佐藤清春 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

4番土田百合子議員。

○4番（土田百合子議員） 私は今、道路の穴ぼこというか、非常にそういうところが目立つわけなのですけれども、そういったところを市が一斉に整備するというのは非常に大変かと思っておりますので、何とか暫時住民が、小さなときに穴をふさいでいくという、そういう部分についてはどのようなお考えなのか

お伺いしたいと思います。

○佐藤清春 議長 建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいまの議員のご提案でございますけれども、確かに簡易合材、袋をあければそれを穴に埋めるということは可能かと思えます。そういったやり方も一つの方法としては考えられますけれども、入れた際に転圧をしなければならないという状況にありますので、そのためには簡易な機械ですけれども、そういった締めかため機械も必要です。ですので、なかなか民間、一般の方々をお願いして埋めていただいたとしても、またすぐ壊れる状況になると思えますので、まずは確認できた箇所から市が早急に対応をしていくということによってやってまいりたいと考えます。

○佐藤清春 議長 4番土田百合子議員。

○4番（土田百合子議員） この穴ぼこというのは非常に大きな事故につながっていく可能性というのがあると、私一度大変な思いをしたことがあります。思った方向に行かなくて、本当に横切るような形で、車が走行中ですね、対向車が来なかったのが非常に助かったなと思ったのですが、やはり穴ぼこというのは非常に大きな事故に、タイヤどころではない大きな事故につながっていくので、お願いはしてあるのですが、なかなかそれが補修されなくて、どんどんその穴が大きくなっていくという状況にあるので、やはり地域内の部落の町内というか、小さな穴はやはり地域でやるような仕組みを考えてほしいということと、後はポールですね、いろいろなところにポールが立っているわけなのですが、それも破損したり途中で切れたりとかして、道路に置くことができなくて、いろいろなところに横にしてあるのですが、またそれどころころ転がって非常に危険であるということからして、住民のできることも沢山あるのではないかなと思ひまして、やはりそういうことを十分住民と一緒にできるような仕組みをこれから考えていただきたいということを申し上げたいと思います。検討していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○佐藤清春 議長 答弁はいりませんか。

建設部長。

○照井康晴 建設部長 確かに今現在、穴補修、あちこち見られておりまして、優先的にまず作業を行っております。そういった中でポールの撤去作業もなかなか手が回らないという状況にありまして、地域の方々には大変その点ご迷惑をおかけしている状況もあるかと思ひますので、そういった点について地域の方々と共同で取り組めるかどうかについて、地域局ともこの後話し合いをしてまいりたいと思ひます。

また、穴については地域の方に直接やっていただくのも確かに一つの方法ではありますけれども、まずは穴の場所をご連絡いただければ、早急に市のほうで対応してまいりたいと思ひますので、何とぞその辺もご連絡いただけますようにご協力方お願いしたいと思います。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第14号の報告を終わります。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第9、承認第2号専決処分の承認を求めることについて（横手市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第2号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第2号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。

財務部長。

○石山清和 財務部長 ただいま議題となりました承認第2号横手市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきましてご説明申し上げます。

議案書の13ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなかったため、地方自治法の規定に基づき専決処分をいたしましたので、本議会の承認を得ようとするものでございます。

今回の改正の主な内容でございますが、まずは個人市民税の関係でございますが、1点に、寄附金税額控除額の算定に用いる所得税の制限税率に、復興特別所得税率を加味するということが1点目でございます。それから2点目でございますが、地方税に係る延滞金や還付加算金の割合を引き下げるという内容でございます。3つ目には、住宅ローン減税の適用期限を延長し、そしてまた拡充するという中身でございます。4つ目が、東日本大震災による被災者の居住用財産の譲渡に関する課税の特例に関する内容でございます。

次に、固定資産税の関係でございますが、そちらのほうにつきましてもお話申し上げます。

固定資産税の納税義務者の特例措置を廃止することであります。

2つ目に、特別土地保有税の納税義務者の特例措置を廃止すると。それから3つ目でございますが、地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例に追加といたしまして、都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫に係る固定資産税についての課税標準の特例措置を新たに設けるというふうな内容になってございます。

それでは、条文についてご説明いたしますので15ページをお開きいただきたいと思います。

改正文の冒頭でございます第34条の7第2項と、それから17ページの3行目でございますが、附則第7条の4の改正につきまして、2つの条文ともそれぞれ引用している条文に読み替えの規定を追加してございまして、この改正は、県や市に寄附した場合の寄附金の税額控除の特例控除、いわゆるふるさと納税した場合の控除額に係るものでございまして、平成26年度から平成50年度までの年限に限って変更するものでございます。これは本年の平成25年1月1日から平成49年までの25年間、復興特別所得税2.1%が新たに課税されまして、これに伴い個人の市民税の寄附金控除額の算定に当たりまして復興特別所得税率分を加算すると、そういう措置を講ずるといふものでございます。これによって市民税の控除額でございますが、若干控除額としては少なくなるというふうになってございます。

次に、15ページの54条第5項につきましてでございますが、土地改良事業等による仮換地等についてでございますが、最終的に換地の登記が終了するまで、仮換地等に対応する従前の土地の所有者や仮に使用している方々を納税義務者とする固定資産税の特例措置があるわけでございますが、今回、土地改良事業に含まれております独立行政法人森林総合研究所の事業が除かれることになりました。よって条文からその部分を削除、そして特例措置を廃止するというものでございます。同じく第131条第4項の規定でございますが、固定資産税の特例措置の廃止と同様に、特別土地保有税の納税義務者の特例措置についても、独立行政法人森林総合研究所の事業については条文から削除してこれを廃止するものでございます。なお、独立行政法人森林総合研究所に関する事業につきましては本市にはございません。

続いて、附則の改正であります。附則第2条の2と、それから16ページ、次のページの附則第4条第1項の改正についてでございますが、延滞金の割合の特例について、このたびの所得税法の改正における納税環境を整備する措置にあわせ、現行の特例を見直してその割合を引き下げるものでございまして、適用する延滞金の割合である特例基準割合の定義の変更など所要の字句の改正を行っているものでございます。

なお、法人市民税につきましては、当分の間他とは別の取り扱いにするということでございまして、16ページの中段に記述いたしておるところであります。

次に、16ページの下段、附則第7条の3の2第1項では、字句の読み替えを行ってございます。これは消費税増税に伴う措置といたしまして、住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除でございますが、適用期限を4年延長するとともに、その限度額について拡充を図っておるものでございます。

次に、17ページの上段でございます。附則第10条の2の改正でございますが、都市再生特別措置法に規定する地方自治体と民間が管理協定を結んで、その備蓄倉庫を設けるというふうなケースでございますが、これに係る固定資産税の課税標準額を、本来の課税標準額の3分の2とする特別措置について定めてございます。なおこの特例措置は平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に協定を結んだ場合に適用し、軽減期間は5年間とするものでございます。

同じく17ページの中段、附則23条の2につきましてでございますが、東日本大震災による家屋が滅失し、居住の用に供することができなくなった土地の譲渡についてございまして、個人の市民税の課税に際

して、居住用家屋のある土地の譲渡に適用される課税上の特例措置を、その土地の相続人についても適用すると。従来は土地の所有者に限ってございましたが、相続人まで適用範囲を広げるものでございます。この関係改正条文につきましては、20ページの中段までわたってございますので、その部分については省略させていただきます。

それでは、20ページの下段をごらんになっていただきたいと思います。附則第24条の改正でございます。東日本大震災により、その有していた自己の居住用家屋が滅失して住居の用に供することができなくなった方に対する住宅の再取得または増改築等について、平成26年4月から平成29年12月までに居住の用に供した場合に受けることができる住宅借入金等特別税額控除の限度額を、消費税増税に伴う措置として拡充するものでございます。

21ページをごらんいただきたいと思います。附則の第1条では、施行日を規定してございます。このうち第1号に定める第34条の7第2項の改正規定につきましては平成26年1月1日から、第2号に定める附則第7条の3の2の改正規定等については平成27年1月1日から、それ以外のものにつきましては平成25年4月1日から施行する旨定めてございます。

第2条では、延滞金、第3条では、市民税、第4条では、固定資産税に関する経過措置をそれぞれ定めておるところでございます。

以上で改正条例の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第2号を採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第2号は承認することに決定いたしました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第10、承認第3号専決処分の承認を求めることについて（横手市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第3号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第3号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。

財務部長。

○石山清和 財務部長 ただいま議題となりました承認第3号横手市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき、承認を求めることにつきましてご説明申し上げます。

議案書の24ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく減収補填の措置に関する省令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、地方自治法の規定に基づき専決処分いたしましたので、本議会の承認を得ようとするものでございます。

それでは、改正内容についてご説明いたしますので、議案書の26ページをお開きいただきたいと思えます。

本条例は、市内において製造等の事業の用に供する設備を新設または増設しました事業者等に対して、固定資産税の課税を免除するものでございますが、課税免除の要件であります固定資産の取得適用期限を、平成25年3月31日から平成27年3月31日に2年間延長するものでございます。施行日は平成25年4月1日でございます。

なお、この固定資産税の課税免除額に対しましては、その一部が地方交付税で減収補填される形となっております。24年度におきましては7件、約576万6,500円の課税免除の対象事業がございました。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第3号を採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第3号は承認することに決定いたしました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第11、承認第4号専決処分の承認を求めることについて（横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第4号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第4号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。

財務部長。

○石山清和 財務部長 ただいま議題となりました承認第4号横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきましてご説明申し上げます。

議案書の27ページとなります。

本案は、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなかったため、地方自治法の規定に基づき専決処分いたしましたので、本議会の承認を得ようとするものでございます。

今回の改正は、国民健康保険の被保険者が後期高齢者医療保険制度に移った場合の国保税の軽減特例を恒久化し、またその充実を図るという趣旨で行うものでございまして、主な改正点は2点ございます。

1点目でございますが、国保税の7割、5割、2割の軽減制度に係る特例の恒久化でございます。これは国保税では、軽減制度の基準となる判定所得が同一世帯の国保の被保険者数により計算されることから、この判定所得の計算に当たっては、後期高齢者医療保険制度に移った国保の被保険者も人数に加えて計算する特例が、これまでは5年間に限り適用されてございました。この適用期限制限をなくしまして、恒久的な制度にしようとするものでございます。

2点目でございますが、世帯割に係る現行の特例を延長し、拡充するものでございます。これは国保の2人世帯で、そのうちのお一方が後期高齢者医療保険へ移行し、もう1人が国保に残った場合、現行の特例では、その国保1人世帯に係る世帯割につきましては、5年間は半額を軽減してございましたが、この特例期間を3年延長し、延長した3年間については4分の1を軽減するというものでございます。現行の特例軽減終了後の国保税額のいわゆる激変緩和を図るものでございます。

それでは、29ページをお開きいただきたいと思います。

第5条では、字句の読み替えにより特定同一世帯所属者及び特定世帯の再定義を行うとともに、新たに拡充されました3年間の軽減対象世帯を特定継続世帯としてこれを定義してございます。また、この条例に新たに1号を加えまして第3号とし、3年間延長される期間の軽減後の基礎課税いわゆる医療給付費分の世帯別平等割額を定めてございます。

第8条では、字句の読み替えを行うとともに、新しく1号を加えまして、後期高齢者支援等課税額の世帯別平等割額について改正後の第5条と同じ区分による軽減後の平等割額を定めてございます。

第25条につきましては、次の30ページまでわたってございますが、これも字句の読み替えを行うとともに、新しい区分を加えております。各号とも基礎課税額、いわゆる医療給付費分の世帯別平等割額と、後期高齢者支援等課税額の世帯別平等割額について、改正後の第5条と同じ区分により各号ごとにそれぞれ7割、5割、2割の軽減額を定めておるところでございます。

また附則第24では、字句を読み替え、東日本大震災による被災居住用財産の譲渡所得の特例をその相続人についても適用するものとしてございます。

次に、附則の第1項では施行日を規定しております。附則第24項は平成26年1月1日から、それ以外は平成25年4月1日から施行する旨を定めてございます。第2項、第3項では適用区分を定めておるところでございます。

以上で改正条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第4号を採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第4号は承認することに決定いたしました。

◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第12、承認第5号専決処分の承認を求めることについて（平成24年度横手市一般会計補正予算（第13号）を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第5号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第5号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。

財務部長。

○石山清和 財務部長 ただいま議題となりました承認第5号専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案書の32ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、平成24年度横手市一般会計補正予算（第13号）につきまして、平成25年3月29日付で地方自治法の規定に基づき専決処分いたしましたので、本議会に報告し、承認を求めようとするものでございます。

補正の内容でございますが、補正予算の1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億4,097万5,000円を追加いたしております。補正後の総額をそれぞれ544億109万6,000円に定めたものでございます。

次に、第2条、繰越明許費の補正でございますが、6ページをお開きいただきたいと思います。

上段になります。第2表繰越明許費補正のとおり、横手地区中学校統合事業（歩道設置）を追加するものでございます。

次に、第3条地方債の補正であります。6ページから7ページをごらんいただきたいと思います。

第3表地方債補正のとおり、西部地区最終処分場覆土事業を廃止し、元気の出る地域づくり事業など17件について起債の限度額を変更しております。今回の変更は、事業費の確定に伴う起債額の変更でございます。

それでは、主な補正内容につきまして、歳入のほうからご説明いたしますので、10ページの歳入歳出補正予算事項別明細書をごらんいただきたいと思います。

2款の地方譲与税から11款の交通安全対策特別交付金までは、平成25年3月29日付で確定している内容であり、いずれも一般財源でございますが、国・県などからの交付額が確定したことによる補正でございます。

2款の地方譲与税では、自動車重量譲与税の増などで2,998万5,000円の増額、6款の地方消費税交付金では6,051万6,000円の増額、8款の自動車取得税交付金では4,672万5,000円の増額となっております。

10款の地方交付税では、10億4,619万9,000円増額となっております。これは特別交付税の決定などに伴います増額分でございます。特別交付税につきましては、平成24年度の交付額が19億9,515万8,000円に決定となっております。これを平成23年度の実績額と比較いたしますと、1,613万1,000円の減となっております。

次に、14款の国庫支出金でありありますが、2,302万1,000円の減額となっております。これは、現年発生の凍上災に係る道路災害復旧事業費補助金の減額によるものでございます。

15款県支出金では517万6,000円を増額してございます。これは林道災害復旧費補助金でございます。

17款寄附金では458万9,000円を計上してございます。これはふるさと納税寄附金でございます。94件分となっております。

18款繰入金では、財政調整基金繰入金を3億5,599万3,000円減額しております。これは財政調整基金の取り崩し分を全額減額する補正でございます。

21款の市債であります。起債額が最終的に確定したことに伴いまして、1億8,680万円を減額補正してございます。

続きまして歳出についてご説明いたします。歳出の補正は、補助事業費並びに起債事業費の確定などに伴う事業費の補正や財源振り替えでございまして、このうち歳出額が変更のあるものについてのみご説明してまいりたいと思います。

17ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、9目地域局費で、山内地域多目的総合施設整備事業を1,419万6,000円減額しております。これも事業費の確定による減額補正でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、4目高齢者福祉費で、地域総合整備資金貸付事業を200万円減額してございます。これも事業費の確定によるものでございます。

19ページをお開きください。

8款土木費、2項道路橋りょう費、3目道路新設改良費で、くらしのみちづくり事業並びに地方道路交付金事業合計で140万円を減額してございます。これも事業費の確定によるものでございます。

続いて20ページをお開きいただきたいと思います。

11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋りょう災害復旧費では、道路災害復旧事業（凍上災）で3,545万1,000円を減額してございます。これも事業費の確定によるものでございます。

21ページをごらんいただきたいと思います。

13款諸支出金、2項基金費、3目目的基金費で、ふるさと応援基金積立金として458万9,000円を追加補正してございます。これはふるさと納税寄附金による積み立てでございます。同じく1目財政調整基金費で、財政調整基金積立金として3億4,443万3,000円、同じく2目の減債基金費で減債基金積立金として3億4,500万円をそれぞれ追加補正しております。これは歳入及び歳出の一般財源を調整し、地方財政法第7条の規定に基づき、財政調整基金並びに減債基金にその余剰分を積み立ていたしまして収支の均衡を図るものでございます。最終補正後の財政調整基金残高見込みでございますが、72億4,551万4,000円でございます。同じく減債基金残高見込みでございますが、17億7,744万1,000円、両基金合計の残高見込みでございますけれども、90億2,295万5,000円となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番佐藤誠洋議員。

○2番（佐藤誠洋議員） このたびの補正ですけれども、これは一般財源が確定してきたことによって、財調を増やすといいますか、備えているというふうな、そういった感覚でよろしいのでしょうか。それとも、その決まり事といいますか、地方財政法とか、そういった決まり事で、必ず財調に積まなくてはならないというふうな、市の方針として積立金を増やしておく、どちらのほうの考えなのでしょうか。

○佐藤清春 議長 財務部長。

○石山清和 財務部長 地方交付税そのものが何回かに分かれて、それから特別交付税ももちろんでございますけれども、普通交付税ももちろんでございますが、年何回かに分かれて交付されるわけでございます。その算定要素というのは、ブラックボックス化されているとよく言われてございますが、特に特別交付税につきましては、その年度の事業あるいは災害等々が影響して算定されるわけでございます。いずれ当初予算には数値を盛り込むということは非常に厳しいものがあるというふうに認識してございます。それらにつきましては、いずれその年の事業に充てるものとして、当然ながら考えていくわけでございますが、例えば24年度にいたしましても、年間に約22億ほど取り崩しを行って事業にそれぞれ充ててございます。そうしたことから、基本的にはそれぞれの取り崩しに対応できる体制をつくとともに、その残につきましては、所要の対応ということで、財政調整基金、それから減債基金等々に充てているというふうな事情でございます。

○佐藤清春 議長 2番佐藤誠洋議員。

○2番（佐藤誠洋議員） そうしますと、この基金の残高ですけれども、これは当初見込みとしましては見込みどおりという考えですか、それとも思ったよりも多かったというふうな、そういったどっちのほうの認識でしょうか。

○佐藤清春 議長 財務部長。

○石山清和 財務部長 普通交付税につきましては、24年度の地方財政計画に基づく、約0.5%ほどの増というのが国の計画の中身でございました。私どももほぼ同じくらいの増額というふうな状況でございました。それから特別交付税につきましては、昨年23年におきましては、東日本大震災に係る特例的な交付措置がございました。これが1億数千万というふうなことでございましたが、今回は100万に満たずというふうなことで、その部分では1億数千万の減になったわけでございますけれども、先ほどお話し申し上げましたとおり、相対的には1,200万ほどの減額でとどまったということございまして、全体の地方交付税としては我々が予想した以上に多かったと。これはひとえに雪対策、いわゆる除雪費の増がその形で反映されているのかなというような見方をしてございます。

○佐藤清春 議長 2番佐藤誠洋議員。

○2番（佐藤誠洋議員） わかりました。

もう1点ですけれども、元気の出る地域づくり事業の財源振り替えですけれども、こちらのほうが今まではたしか過疎債を財源に充てていたと思っておりますけれども、これを一般財源のほうに振り替えているわけです。さらに、今財務部長からもお話あったように、この過疎債のあり方といいますか、これが非

常に東日本大震災のほうに財源が行くということで、過疎債が厳しくなるのではないかというふうなお話もあるわけですが、今回の元気の出る地域づくり事業のこの財源振り替えというのはどういう経緯で行われたのか、お願いいたします。

○佐藤清春 議長 財政課長。

○三浦淳 財務部財政課長 ただいまのご質問の件でございますが、当初の予算で起債予定額は1億9,890万円ほどでしたが、内容的に精査いたしましたところ、起債対象外事業費が4,600万ほどあるだろうということで、その辺の精算を最終的にいたしております。それから総事業費としましても、全体の予算額が2億1,200万ほどでしたが、決算見込み額1億8,600万円で、起債の対象関係事業費1億3,949万9,000円等がございまして、当初予算額からその起債の事業決算額を差し引きしまして5,950万円、これの減になったということでございます。

○佐藤清春 議長 2番佐藤誠洋議員。

○2番(佐藤誠洋議員) 具体的には、起債対象外というのはハード事業という感覚でよろしいのでしょうか。

○佐藤清春 議長 財政課長。

○三浦淳 財務部財政課長 お答えいたします。

基本的にはハード事業でございます。

○佐藤清春 議長 2番佐藤誠洋議員。

○2番(佐藤誠洋議員) 先日の会派代表質問においても、この元気の出る地域づくり事業についてはいろいろと問題があるのではないかというような質問がございました。その中で市長は、これまでどおり地域の特徴ある事業を地域ごとにやってほしいということで、この事業は続けていくというふうなお話でありました。そうしますと、特にハード事業ですけれども、ハード事業については、恐らく今の補正で、今年度こういったハード部分は一般財源化に今後なるのではないかと思いますけれども、この点について、一般財源化してでも今までどおり元気の出る地域づくり全体の事業費を約2億円くらいの予算で行うというような方針で捉えてよろしいのでしょうか。

○五十嵐忠悦 市長 平成25年度は、もう既に2億の予算で動いているわけでありましたが、26年度以降につきましては、合併に際して国が約束した交付税の算定替えが28年度から始まります。そういうことも見据えて今ご指摘があったようなハードの部分はどうするか、あるいは全体をどうするかというのはこれからさまざま詰めていかなくてはならないだろうと思っています。地域づくり協議会がもう始まっておりますけれども、そういう検討をこれからしていかななくてはならないという話を申し上げています。そういう意味では今までと全く同じという形ではなかなか難しい。しかし元気の出る地域づくり事業は、やはりぜひやっていただきたいということで、その中身の詳しい検討は26年度以降に委ねられるのかなというふうに思っております。

○佐藤清春 議長 2番佐藤誠洋議員。

○2番（佐藤誠洋議員） わかりました。

この件に関しましては私もかつて一般質問しておりまして、住民要望としてはハード事業は必要であるというふうな認識でよろしいかなと思いますけれども、やはりそれが地域のほうの予算にあること自体がやはり問題ではないかと、以前から指摘したところであります。ですからこの点につきましては、きっちりと政策的に建設部のほうに予算を置いて、必要な事業はやはり行っていくという、長寿命化あるいは先ほどの穴ぼこ等、やはり計画的に道路の改修あるいは要望を聞いていかななくてはならないと思いますので、ぜひそのようなことでお願いしたいと思います。

以上です。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第5号を採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第5号は承認することに決定いたしました。

◎承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第13、承認第6号専決処分の承認を求めることについて（平成24年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号））を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第6号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第6号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。

建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいま議題となりました承認第6号専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案書の34ページでございます。

本案は、平成24年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)について、3月29日付で専決処分をしたことについて地方自治法の規定に基づき議会の承認を求めようとするものでございます。

予算書の1ページのほうをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正について定めております。予算の総額については変更はございません。第2条は、地方債の補正について定めております。

2ページをお開き願います。

2ページの第2表地方債補正に記載のとおり、補正後の起債の限度額を10万円減の5,140万円に改めております。これは都市計画事業債の額の確定に伴うものであります。

次に、歳入歳出の内訳についてであります。4ページの事項別明細書をごらんください。

上段の歳入であります。6款市債において、第2表でご説明したとおり10万円を減じ、補正後の額を5,140万円に改めております。これに伴う不足額につきましては、4款繰越金を10万円増額することで捻出するものでございます。

次に、歳出であります。下段の歳出、1款土地区画整理費につきまして、歳入の変更に伴う財源振り替えを行ってございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第6号を採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第6号は承認することに決定いたしました。

◎承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第14、承認第7号専決処分の承認を求めることについて(平成24年度横手市集落排水事業特別会計補正予算(第5号))を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第7号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第7号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。

上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 ただいま議題となりました承認第7号専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案書の36ページをお開き願います。

承認第7号は、平成24年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第5号）について、平成25年3月29日付で地方自治法の規定に基づき専決処分をいたしましたので、本議会に報告し、承認を求めようとするものでございます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第1条では、歳入歳出予算の総額からそれぞれ250万円を減額し、総額を6億5,738万3,000円に改めようとするものでございます。第2条は地方債の補正で、3ページをお開き願います。

3ページの地方債の補正では、事業費の確定により限度額を変更しております。

次に、歳出をご説明申し上げますので7ページをお開き願います。

8款1項1目下水道債で、250万円を減額して収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご承認くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第7号を採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第7号は承認することに決定いたしました。

◎承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第15、承認第8号専決処分の承認を求めることについて（平成24年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第3号））を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第8号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省

略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第8号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。

上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 ただいま議題となりました承認第8号専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案書の38ページをお開き願います。

承認第8号は、平成24年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第3号）について、平成25年3月29日付で地方自治法の規定に基づき専決処分をいたしましたので、本議会に報告し、承認を求めようとするものでございます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第1条では、歳入歳出予算の総額からそれぞれ160万円を減額し、総額を9,389万4,000円に改めようとするものでございます。

第2条は、地方債の補正で、3ページをお開き願います。

3ページの地方債の補正では、事業費の確定により限度額を変更しております。

次に、歳出をご説明申し上げますので、7ページをお開き願います。

2款1項1目浄化槽整備事業費で、160万円を減額しております。これは浄化槽整備事業の確定により事業費並びに事務費を減額するものでございます。

次に歳入についてご説明申し上げますので、7ページの上段をごらん願います。

7款1項1目下水道債で、160万円を減額して収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご承認くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第8号を採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第8号は承認することに決定いたしました。

◎承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第16、承認第9号専決処分の承認を求めることについて（平成24年度横手市病院事業会計補正予算（第4号））を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第9号は会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第9号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。

横手病院事務局長。

○佐藤正弘 市立横手病院事務局長 ただいま議題となりました承認第9号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書の40ページをお開きください。

平成24年度横手市病院事業会計補正予算（第4号）につきまして、3月29日付で専決処分いたしましたので、地方自治法の規定に基づき本議会に報告し、承認を求めようとするものでございます。

それでは補正予算書の1ページをごらんください。

第2条は、資本的収入の予定額を補正するものでございます。

第1款市立横手病院の資本的収入は、電話交換設備更新の起債額が確定したことに伴い、企業債を80万円減額しております。

第2款市立大森病院の資本的収入は、医療機器等の整備につきまして起債額が確定したことに伴い、企業債を2,830万円減額しております。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、過年度分損益勘定留保資金で補填しておりますが、その額を5億8,583万9,000円から6億1,493万9,000円に改めるものでございます。

次のページをお開きください。第3条では、起債の限度額を改めております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第9号を採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第9号は承認することに決定いたしました。

◎議案第66号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第17、議案第66号横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第66号横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案書の42ページをお開き願います。

提案理由でございますが、特別職の職員で常勤のものの給与を改正することに伴いまして、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づきまして議会の議決をお願いするものでございます。

内容についてご説明申し上げますので、43ページをお開き願います。

横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部の中で、附則に次の2項を加える改正をしようとするものでございます。

第5項でございますが、平成25年5月1日から平成25年9月30日までの間に市長の給料の額を、3条1項の規定にかかわらず、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。

それから、6項でございますが、平成25年6月に支給する市長の期末手当に係る第4条第1項の規定の適用については、「100分の140」とあるのを「100分の75」とするという内容でございます。

なお附則では、この条例を公布の日から施行するとしてございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議下さいませようお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

30番田中敏雄議員。

○30番(田中敏雄議員) 今、説明をいただきましたけれども、条例改正の附則の部分が現行条例の附則の内容と大分異なるなというふうに思います。今の改正への中身が随分違うなというふうに思いましたし、逆に大変気の毒だし、大変だというふうな思いもいたしました。そこで、条例を決めていくためには見解が一致しなければなかなかうまくないだろうというふうにも思いますので、いわゆる審議して決めていくための今回の改正案の性質といいましょうか、性格といいましょうか、そのところを少し明確にお答え願えればというふうに思っています。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 このたびの給与の改定、減額をお願いする中身につきましては、平成21年に発覚いたしました当時の職員による税金等々の横領、着服事件を受けまして、さまざまな補填と申しますか、横領した本人から弁償してもらうのが当然でありますので、その努力を積み重ねてまいったところでございます。この努力は現在も続けておりまして、そういう約定を交わしながら、大変少額ではありますけれども、本人も返す意向も申し出ているところがございますが、何せ本人にとっては多額な賠償金だというようなこともございまして、補填する進みぐあいが非常に遅うございます。こういう中で、その当時、この事件にかかわりがあった、責任を負った人間がおるわけでありましてけれども、そういう方々からこのたび、この横領された金額の正確な、正式なと申しますか、法律上の補填には当たらないわけでありましてけれども、500万寄附をしたいというふうな申し出を頂戴いたしました。おおよそ800万が横領額でございますので、その何と申しますか、ご寄附いただく方の500万に私が給料を減額することによって800万に到達するようにいたしまして、そしてそのことでもって横領額のいわゆる損害賠償額の補填には100%当たらないことと申しますけれども、実質的という言葉が適当かどうかは私も定かではありませんけれども、横領された金額、市が損害を受けた金額に見合う部分を寄附、そしてまた私の給料の減額ということで充当できれば、補填できればと、実質補填とは言葉が適当ではありませんけれども、そのようなことで今回条例改正をお願いした次第でございます。

○佐藤清春 議長 30番田中敏雄議員。

○30番（田中敏雄議員） それと、いわゆる横領という現金の亡失で大変迷惑したのは納税者市民であるわけですが、今はいわゆる未納、滞納者というふうなレッテルは張られていないだろうと思えますけれども、その辺の確認と、それから自治法で言う賠償責任の問題については市長にはないわけですよ。市長が損害を、穴になった部分を賠償責任ということはなくて、ただ経営管理者であるということでは間違いのないわけですので、ただ今、この300万の問題が出てくるということは、違法ではなくても、いわゆる代位弁済的賠償責任を市長が感じたというふうに理解すればよいのか、そここのところの理解で、この条例も我々も考えなければいけないだろうと、通さなくてはいけないだろうというふうな思いもありましたので、そここのところを法上では責任はなしと。しかし今、社会一般を考えた場合には、それは管理責任の立場から、今のこの給与条例を改正するというふうに理解すればよいのかと。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 まず1点目の当時の職員が横領したことによって、その税を納めた方が未納な状況になっているかどうかということと申しますけれども、これはなっております。したがって、その方々に、市民の方々にご迷惑かけることは今後とも一切ないということと申します。

それから、2つ目のお尋ねでございますけれども、法律的な責任がどの程度あるかというのは、私も法律の特別な専門家ではありませんので定かではありませんけれども、市が実質的に損害をこうむっていて、それが長期間にわたってなかなか回復しない見通しがあるわけと申します。これに対して500

万の寄附をもって何とか実質的という言葉は何遍も申し上げますけれども、補填ということにはならないわけでありまして、そういうお申し出があったものに私もやはり対応すべきことではないかなと。法的な責任の所在は別にいたしまして、私としても、そういう方々の市の収納の状況に穴があいている状況に対して、正式など申しますか、法律的に言えば、正しいというか正しくないというか、そういう判断ではなかなか片づけられない話だと思いますけれども、そういうお気持ちに私も呼応して、私の給与を減額することで何とか、私も責任は感じておるわけでありまして、私も責任をひとつとりたいというような思いでございます。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第18、議案第67号平成25年度横手市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第67号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第67号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。

財務部長。

○石山清和 財務部長 ただいま議題となりました議案第67号平成25年度横手市一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをごらんいただきたいと思っております。

第1条、債務負担行為の補正でございますが、2ページ目をごらんいただきたいと思っております。

第1表債務負担行為の補正のとおり、クリーンプラザよこて整備及び運営事業を追加しようとするものでございます。期間は、平成26年度から平成47年度、限度額につきましては163億4,759万6,000円でございます。

本件につきましては、平成24年9月議会で債務負担行為の設定を提案いたしまして、議会の議決をいただいているところでございましたが、設定年度内に契約行為の締結に至らなかった場合、改めて設定する必要があるというふうになりました。本事業に関しましては、3月25日に落札事業者が決定いたし

まして、事業費の総額が確定しておりますことから、最新の金額で新たに債務負担行為を設定し、今後契約の締結を行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第67号平成25年度横手市一般会計補正予算（第1号）を起立により採決いたします。
本案に賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前 11時24分 休憩

午後 2時00分 再開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎総務文教常任委員長の報告、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第19、議案第66号横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員長（23番播磨博一議員）登壇】

○播磨博一 総務文教常任委員長 総務文教常任委員会委員長報告を申し上げます。

今臨時会において総務文教常任委員会に付託になりました議案1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第66号横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、市長の減額総額は幾らかとの質疑に対し、当局より、給料分として205万円、期末手当分として96万6,575円で合計301万6,575円となるとの答弁がありました。また、500万円の寄附の取り扱いについての質疑に対し、当局より、代位弁済とするかどうかについては寄附者の意向確認と元職員からの同意が必要となる。本人は代位弁済を拒否しており、誓約書を取り交わし

て、わずかずつではあるが返済をしている。今回の寄附は一般寄附として取り扱うことになるだろうとの答弁がありました。また、寄附の申し出の内容についての質疑に対し、当局より、元職員から弁済してもらおう手続を進めてきたが、なかなか進まない状況である。市の会計に穴をあけたままにしておかれないということで、事実上の補填として申し出があった。今回の条例一部改正案が可決されれば、寄附が行われるものと思われるとの答弁がありました。また、なぜこの時期の提案となったのかとの質疑に対し、当局より、本人との接触ができなかったこと、10月の改選を控え、その後のことは現段階ではわからないことなどから今のタイミングとなった。また、当時の管理監督者には一定の責任があることを踏まえて協力をお願いしたとの答弁がありました。

討論では、寿松木孝委員より賛成の立場で、今回の条例改正は、直接補填がかなわないことを踏まえ、実際に穴をあけない方法をさまざまな点から検討し、見つけ出したいとする説明の具体策と認識している。既に退職された元職員からの協力とあわせ、結果的に被害相当額に近い額が戻る点を評価したい。この不祥事解決へ一定のめどがつくことが、市民からの信頼回復の一步となる。今後もコンプライアンスを遵守した行政運営に努められることを望むとの討論がありました。

本案について起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第66号横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立多数であります。したがって、議案第66号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○佐藤清春 議長 これで平成25年第2回横手市議会4月臨時会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

午後 2時06分 閉会

